

大牟田都市計画地区計画の決定（大牟田市決定）

都市計画新勝立地区地区計画を次のように決定する。

名 称	新勝立地区地区計画
位 置	大牟田市新勝立町1丁目、早鐘町、天道町地内
面 積	約 14.3 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標 本地区は、JR、西鉄大牟田駅より東南へ約3.0kmのところに位置し、企業の合理化等により過疎化している炭住地区の早急な整備が必要な地域である。 そこで、本市地域経済活性化を図り、産業構造転換を推進するために、産業のハイテク化に対応した無公害型企業、軽工業の導入を図り、適正な土地利用と施設配置による良好な環境の形成と保全を図る。
	土地利用の方針 良好な工業団地の環境創出と保全を図るとともに、隣接する住宅地環境の悪化を防止し、調和のとれた潤いと活力ある良好な市街地環境の形成を図る。
	地区施設の整備の方針 道路については、都市計画道路築町勝立線、三池萩尾線を中心に幅員4.0m~12.0mの区画道路を整備し、公園、緑地、調整池を適正に配置する。
	建築物等の整備の方針 良好な工業生産環境の創出を図るとともに、周辺居住環境の保全を図るために必要な制限、誘導を行う。

	地区施設の配置及び規模	道路 幅員12.0m 延長 260m 緑地 2箇所 約 2,100 m ²
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>建築できる建築物は、次の各号に掲げるもので、騒音、振動及び臭気等により環境の悪化をもたらすおそれがないと市長が認めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 事務所、工場及び倉庫 2. 体育館、屋内プールその他これらに類する福利厚生施設で地区内に立地する事業所の従業員の用に供するもの 3. 共同住宅、寄宿舎で地区内に立地する事業所の従業員の用に供するもの 4. 巡査派出所、公衆電話その他これらに類する公益上必要な建築物 5. 前各号の建築物に付属するもの
	建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1.0m以上とする。

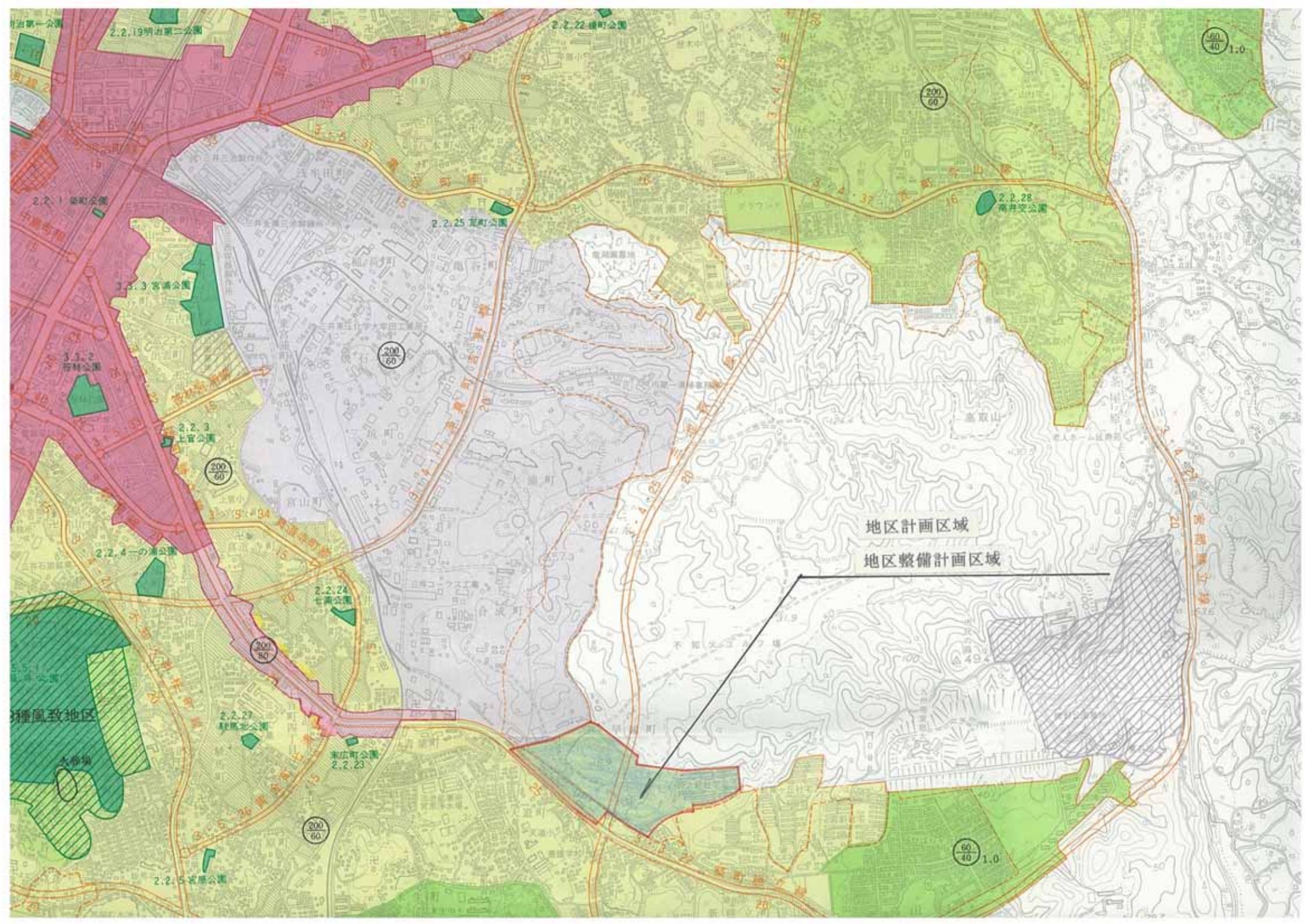
「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由

地域産業としての工業生産施設を適正に配置し、周辺の住環境と調和した良好な市街地の形成を図るため、本案のとおり決定するものである。

地区計画区域

地区整備計画区域



計画図

$S = 1 : 2,500$

